

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



注文した商品が届かない!!

～格安ネット通販にご用心～

「インターネットで注文した商品が届かない」という相談があとを絶ちません。最近では正規のサイトに似せた「模倣サイト」での苦情も寄せられています。

【事例①】インターネットのサイトで、有名な掃除機が格安で販売されていたので、契約してお金を振り込んだが、いつまでたっても届かない。メールを送っても返信がなく、電話番号は書かれていない。

【事例②】ソファを買おうと思い、インターネットで検索していたら、かなり安く販売しているサイトを見つけ契約したが、別の所から契約した覚えのないマフラーが届いた。



こんなサイトに注意!



- ☑販売価格が大幅に値引きされている。
- ☑事業者の住所の記載がなかったり、住所の記載はあるが、場所を調べてみるとおかしい（所在地の現況が田畑や山など）。
- ☑事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーのメールアドレスだけになっている。
- ☑決済がスムーズにいかず、何度も入力させられる。

トラブルにあわないために

- 契約前に電話やメールなどで問い合わせ、不審な点（電話が通じない、別の場所につながる、メールの返信がない、日本語の字体・文章表現がおかしいなど）がないか確認。
- インターネットで、契約しようとしているサイトのトラブル情報を調べてみる。
- 不審な点があれば、お金を払う前に消費生活センターにご相談ください。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情



〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで

表面もご覧ください!